

下學集下 器財 炬タマツ

日本釋名下 雜器 松明

或作松明

故に續松ともかく、又手火なり、手にもちてともす火なり、日本紀神代上卷に、秉炬をたびとより、手火なり、今も邊鄙の人はたひと云。

〔東雅八用〕燈燭トモシビ○中 倭名鈔に、○中唐式の松明は、今按今之續松乎と見えしは、俗にタヒマツといふ是也、タヒは手火也、伊弉諾神湯津爪櫛の雄柱を牽折て、秉炬となされしと見えし、即此物の始也。

〔倭訓栞多編十三〕たひまつ 手火松の義、千金翼に、松明是肥松木節也と見えたり、燭は俗にいふ手たひまつなり、○中 兵家に雨だいまつあり、風前燭也、筍だひまつあり、

〔類聚名物考調度十八〕たいまつ 燒松 焚松

たきまつなり、イをキにかよはすつねのならひなり、焚松の意なり、またついまつはつぎまつにして續松なり、松の心を俗にひでと云ふものは、脂有りて甚だあぶらあるもの故、よくもゆる故、是をともすを本にして、松とのみいへり、その外竹蘆にてするをも、本によりて松とはいふなり、

〔令義解軍防五〕凡火炬乾革作心、革上用乾草節縛、縛處周廻、插肥松明。謂松明是松之有脂者也

〔宗長息女婚禮記録〕息女出給ふ時、○中 其時の次第如此に候間記置候也、ケ様之次第を能々見分て分別古實可有之事也、○中

續松之寸法之事、長サ貳十八束口傳有、大サ一尺八寸廻り、卷目貳拾七有。

評曰、一尺八寸ハ一天八方也、卷目廿七ハ牛宿ヲ除也、

甲斐守殿にては、續松之長サ三十六束也、大サ同前也、卷目三十六也、卷やうは銚子と同じ事也、是天地陰陽の表義也、白絹にて包也、公家方に而者淺黃の絹に而包也、條々口傳、